

ピアサポーター養成・派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、ひきこもり状態にある者及びその家族（以下「対象者」という。）に対して、子ども・若者指定支援機関（以下「指定支援機関」という。）の支援コーディネーターが、ひきこもり経験者又はひきこもり支援に関するボランティア活動に関心のある同年代の者等（以下「ピアサポーター」という。）と共に対象者に関わることにより、本人の心情把握や支援機関への誘導、また本人が動き出しやすくなるように家族の理解を促すなど、本人の社会的自立に向けた支援を行うことを目的とする。

(ひきこもり支援専門委員会の設置)

第2条 この事業の効果的かつ円滑な実施を図るため「ひきこもり支援専門委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、次に掲げる関係機関等から選任された者をもって構成する。
 - (1) 育成推進課
 - (2) こころの健康増進センター
 - (3) 保健センター
 - (4) 特定非営利活動法人恒河沙母親の会
 - (5) 特定非営利活動法人京都ARU
 - (6) 公益財団法人京都市ユースサービス協会
 - (7) 子ども・若者分野について学識経験を持つ者で、子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部長が指定する者
 - (8) その他、子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部長が指定する関係機関等
- 3 委員会は、次の各号に定める事項の検討を行う。
 - (1) ピアサポーター養成講座のプログラム及び養成対象者
 - (2) ピアサポーター派遣に当たっての留意点等
 - (3) ピアサポーター派遣対象者に関する助言及び指導、並びに課題解決等

(養成)

- 第3条 指定支援機関は、ひきこもり経験者又はひきこもり支援に関するボランティア活動に関心のある同世代の者等を対象として、養成講座を開催する。
- 2 養成講座修了者に対して修了証を発行するとともに、指定支援機関は、ピアサポーターとして活動することについて署名により同意を得た者を名簿に登録し、管理する。
 - 3 指定支援機関は、養成講座修了者に対して継続研修や交流会を実施する等、ピアサポーターのスキルアップに努める。

(派遣)

- 第4条 ピアサポーターの派遣対象者は、原則、子ども・若者支援地域協議会の対象者とする。
- 2 指定支援機関は、対象者からの相談に基づき、ピアサポーターの派遣が適切であると考えられる場合、派遣の必要性や支援の方向性等について、必要に応じて関係機関及び家族等と事前協議を行う。

- 3 指定支援機関は、ピアサポーターを決定し、派遣する。派遣に当たっては、対象者及びピアサポーターに、派遣目的、活動計画、活動内容を明確にし、双方の同意を得る。
- 4 指定支援機関は、派遣対象者の状況等を委員会に報告する。

(活動内容)

第5条 ピアサポーターは、次の各号に定める活動を行う。

- (1) 対象者の自宅等への訪問
- (2) 対象者が居場所等へ参加する際の同行やサポート
- (3) 活動記録の作成及び指定支援機関への報告

(謝礼)

第6条 指定支援機関は、ピアサポーターに対し活動費を支払うものとし、その額は活動1回当たり2,500円(交通費含む)とする。ただし、第3条第1項に規定する講習会及び同条第3項に規定する継続研修や交流会等への参加はこれに含めない。

(事故の補償)

第7条 指定支援機関は、ピアサポーターとして登録された者を対象に、ボランティア保険に加入し、ピアサポーターは派遣時に事故が発生した場合、速やかに指定支援機関に連絡、報告する。

(秘密保持義務)

第8条 ピアサポーターは、この事業の活動によって知り得た個人に関する情報を漏らしてはならない。また、登録から外れた後においても同様とする。

2 第2条第1項で規定する委員会に出席した者は、委員会の事務に関して知り得た情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後においても同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。